

令和7年伯耆町第1回定例会 条例等議案説明資料概要



令和7年3月
伯耆町 総務課

議案等説明資料

提出課：教育委員会

議案番号 6	伯耆町住宅新築資金等貸付事業基金条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	既に当該起債を完済し、伯耆町住宅新築資金等貸付事業債償還基金条例の処理理由は、起こり得ないこと。(旧条例第8条) 今後、国庫補助等を活用して住宅新築資金貸付事業の運営を行うために、基金の処分等に関する規定を改める必要があること。(新条例第6条)
2. 概要	伯耆町住宅新築資金等貸付事業基金は、この事業の運営に資するものである。(新条例第6条) この条例の施行日の前日に、伯耆町住宅新築資金等貸付事業債償還基金に基づく現金、有価証券その他の財産は、この条例施行後は、伯耆町住宅新築資金等貸付事業基金に属するものである。(附則3)
3. 施行期日	令和7年4月1日

提出課：住民課

議案番号 7	伯耆町税条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)の減免について、身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等に関する適用範囲を拡大するほか、減免の対象となる範囲等を明確にするため、所要の改正を行うもの。
2. 概要	＜対象範囲の拡大＞ 身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等について、これまで身体障害者の年齢が18歳未満の場合や精神障害がある場合に限り減免の対象としていたものを、年齢や障害の種類を問わず対象とする。 ＜対象範囲の明確化＞ ・対象となる障害の種類に知的障害が含まれていることを明確にするため、「知的障害」という文言を追加。 ・具体的な障害の範囲(障害の区分、等級等)は規則に委任することを明記。 ※いずれも減免の取扱いには変更なし。
3. 施行期日	令和7年4月1日 (令和7年度分の軽自動車税種別割から適用する)

議案番号 8	伯耆町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について		
(提案理由及び概要)			
1. 理由	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に準じて改正する。 伯耆町職員等の旅費に関する条例の規定に基づき、所要の改正を行うもの。		
2. 概要	費用弁償として支給する旅費の規定及び期末手当支給率の引上げについて改正を行う。 ○費用弁償 費用弁償として支給する旅費の種類を規定し、その額は、一般職の職員の例によるものとする。 旅費の種類:鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当 ○期末手当 6月期及び12月期 1. 7月を1. 725月に改正(+0. 05月)		
			</

議案番号 9	伯耆町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について																
(提案理由及び概要)																	
1. 理由	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に準じて改正する伯耆町職員等の旅費に関する条例の規定に基づき、所要の改正を行うもの。																
2. 概要	期末手当支給率の引上げ及び旅費の規定の改正を行う。 ○期末手当 6月期及び12月期 1. 7月を1. 725月に改正(+0. 05月) <table><tr><td></td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td>引き上げ幅</td></tr><tr><td>6月</td><td>1. 70月</td><td>1. 725月</td><td>0. 025月</td></tr><tr><td>12月</td><td>1. 70月</td><td>1. 725月</td><td>0. 025月</td></tr><tr><td>年計</td><td>3. 40月</td><td>3. 45月</td><td>0. 05月</td></tr></table> ○旅費 旅費の種類を規定し、その額は、一般職の職員の例によるものとする。 旅費の種類:鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当 ○別表第1を別表に改め、別表第2を削る。		令和6年度	令和7年度	引き上げ幅	6月	1. 70月	1. 725月	0. 025月	12月	1. 70月	1. 725月	0. 025月	年計	3. 40月	3. 45月	0. 05月
	令和6年度	令和7年度	引き上げ幅														
6月	1. 70月	1. 725月	0. 025月														
12月	1. 70月	1. 725月	0. 025月														
年計	3. 40月	3. 45月	0. 05月														
3. 施行期日	令和7年4月1日																

議案番号 10	伯耆町職員等の旅費に関する条例の全部改正について																												
(提案理由及び概要)																													
1. 理由	国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に準じて、改正を行うもの。																												
2. 概要	国家公務員等の旅費制度に準じて、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、町費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずるもの。 ○旅費の計算等に係る規定の簡素化 ・旅費について、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとした上で、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、その計算に必要となる種目及び内容に係る規定を簡素化する。 (主な改正種目)																												
	<table><thead><tr><th>改正後</th><th>改正後の内容</th><th>改正前</th></tr></thead><tbody><tr><td>宿泊費</td><td>宿泊に要する費用の額（実費）を宿泊費基準額（県外19,000円）の範囲内で支給</td><td>宿泊料（定額）</td></tr><tr><td>包括宿泊費</td><td>航空賃等の移動及び宿泊に係る費用が一体となっているものについて支給（実費）</td><td>-</td></tr><tr><td>宿泊手当</td><td>宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用を支給（一夜当たりの定額）</td><td>日当（定額）</td></tr><tr><td>転居費</td><td>赴任に伴う転居に要する費用として支給（実費）</td><td>移転料（定額）</td></tr><tr><td>着後滞在費</td><td>赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用について、5夜分を限度として実際に宿泊した夜数に応じて支給</td><td>着後手当（定額）</td></tr><tr><td>家族移転費</td><td>扶養しているか否かを問わず職員と同一生計の家族に、職員相当額を上限に現に支払った交通費等を支給</td><td>扶養親族移転料（交通費の実費+定額）</td></tr><tr><td>渡航雑費</td><td>必要最小限の必要経費に対して支給する。</td><td>支度料（定額）と渡航雑費</td></tr><tr><td>死亡手当</td><td>対象者を職員又はその配偶者若しくは子に拡大</td><td></td></tr></tbody></table>	改正後	改正後の内容	改正前	宿泊費	宿泊に要する費用の額（実費）を宿泊費基準額（県外19,000円）の範囲内で支給	宿泊料（定額）	包括宿泊費	航空賃等の移動及び宿泊に係る費用が一体となっているものについて支給（実費）	-	宿泊手当	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用を支給（一夜当たりの定額）	日当（定額）	転居費	赴任に伴う転居に要する費用として支給（実費）	移転料（定額）	着後滞在費	赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用について、5夜分を限度として実際に宿泊した夜数に応じて支給	着後手当（定額）	家族移転費	扶養しているか否かを問わず職員と同一生計の家族に、職員相当額を上限に現に支払った交通費等を支給	扶養親族移転料（交通費の実費+定額）	渡航雑費	必要最小限の必要経費に対して支給する。	支度料（定額）と渡航雑費	死亡手当	対象者を職員又はその配偶者若しくは子に拡大		
改正後	改正後の内容	改正前																											
宿泊費	宿泊に要する費用の額（実費）を宿泊費基準額（県外19,000円）の範囲内で支給	宿泊料（定額）																											
包括宿泊費	航空賃等の移動及び宿泊に係る費用が一体となっているものについて支給（実費）	-																											
宿泊手当	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用を支給（一夜当たりの定額）	日当（定額）																											
転居費	赴任に伴う転居に要する費用として支給（実費）	移転料（定額）																											
着後滞在費	赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用について、5夜分を限度として実際に宿泊した夜数に応じて支給	着後手当（定額）																											
家族移転費	扶養しているか否かを問わず職員と同一生計の家族に、職員相当額を上限に現に支払った交通費等を支給	扶養親族移転料（交通費の実費+定額）																											
渡航雑費	必要最小限の必要経費に対して支給する。	支度料（定額）と渡航雑費																											
死亡手当	対象者を職員又はその配偶者若しくは子に拡大																												

○旅費の支給対象の見直し

- ・出張の定義に、旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行することを加える。
- ・町に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを契約した旅行業者等に対して、当該旅行に係る旅費に相当する金額を旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅費に相当するものとして支払うことができることとする。

○町費の適正な支出の確保

- ・旅行者又は旅行役務提供者がこの条例等の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、返納させるとともに、当該旅費の返納に代えて旅行者の給与又は旅費の額から差し引くことができる規定を新設する。

○その他所要の整備

※特別職の常勤職員、特別職の非常勤職員、議員、会計年度任用職員についても、改正後の本条例の例により支給する。

3. 施行期日 令和7年4月1日

提出課：福祉課

議案番号 11	伯耆町子ども・子育て会議条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	子ども・子育て会議が所掌する事務に、こども基本法に基づく「こども計画」の策定及び変更に関する事務を加えるため、所要の改正を行うもの。
2. 概要	子ども・子育て会議が所掌する事務に、こども計画の策定及び変更に関する事務を加える。 その他、文言の整理を行う。
3. 施行期日	公布の日

提出課：総務課

議案番号 12	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの。
2. 概要	「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」(令和4年法律第68号)の施行により「懲役」及び「禁錮刑」が新たに「拘禁刑」として単一化されることに伴い、以下の3条例について所要の改正を行うもの。 ・伯耆町職員の給与に関する条例 ・伯耆町消防団条例 ・伯耆町議会の個人情報の保護に関する条例
3. 施行期日	刑法等一部改正法の施行の日

議案番号 13	伯耆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
(提案理由及び概要) 1. 理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもの。 2. 概要 ○育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除の対象となる子の範囲を、「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に範囲を拡大する。 ○仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に係る規定を新設する。 第19条(意向確認) 新設 ① 職員が、配偶者等の介護を必要とする旨を申し出た場合に、仕事と介護との両立に資する制度又は措置等を知らせるとともに、意向を確認するための面談等の措置を講じる。 ② 職員が、40歳に達した日の属する年度において、①に関する事項を通知する。 ③ 不利益取り扱いの禁止 第20条(勤務環境の整備) 新設 ① 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 ② 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 ③ その他必要な措置 3. 施行期日 令和7年4月1日	

提出課：総務課

議案番号 14	伯耆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の改正に伴う、所要の改正を行うもの。
2. 概要	非常勤職員に対する部分休業の承認に係る規定について、法律の改正に伴い、引用する条項を第61条の2第20項に改正する。
3. 施行期日	令和7年4月1日

議案番号 15	伯耆町職員の給与に関する条例の一部改正について																																																																																																																																						
(提案理由及び概要)																																																																																																																																							
1. 理由	一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、所要の改正を行うもの。																																																																																																																																						
2. 概要	○給料表の改定(職務、職責をより重視した給料体系とし、若手・中堅以上の職員の優秀者層が早期に昇格した場合の メリットの拡大を図るため、3～6級の号給構成を改める。)																																																																																																																																						
	R7年度改正後給料表 行政職給料表		R6年度給料表(R06人勧後) 行政職給料表																																																																																																																																				
	<table><tr><th>職務の級</th><th>3 級</th><th>4 級</th><th>5 級</th><th>6 級</th></tr><tr><th>号級</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>265,300</td><td>298,800</td><td>321,300</td><td>355,200</td></tr><tr><td>2</td><td>266,300</td><td>300,300</td><td>323,100</td><td>356,900</td></tr><tr><td>3</td><td>267,300</td><td>301,800</td><td>324,900</td><td>358,500</td></tr><tr><td>4</td><td>268,300</td><td>303,200</td><td>326,600</td><td>360,100</td></tr><tr><td>5</td><td>269,300</td><td>304,600</td><td>328,300</td><td>361,700</td></tr><tr><td>6</td><td>270,300</td><td>305,700</td><td>330,000</td><td>363,500</td></tr><tr><td>7</td><td>271,300</td><td>306,700</td><td>331,700</td><td>365,000</td></tr><tr><td>8</td><td>272,300</td><td>307,900</td><td>333,400</td><td>366,600</td></tr><tr><td>9</td><td>273,300</td><td>309,100</td><td>335,000</td><td>368,000</td></tr><tr><td>10</td><td>274,300</td><td>310,700</td><td>336,700</td><td>369,600</td></tr></table>	職務の級	3 級	4 級	5 級	6 級	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		円	円	円	円	1	265,300	298,800	321,300	355,200	2	266,300	300,300	323,100	356,900	3	267,300	301,800	324,900	358,500	4	268,300	303,200	326,600	360,100	5	269,300	304,600	328,300	361,700	6	270,300	305,700	330,000	363,500	7	271,300	306,700	331,700	365,000	8	272,300	307,900	333,400	366,600	9	273,300	309,100	335,000	368,000	10	274,300	310,700	336,700	369,600	<table><tr><th>職務の級</th><th>3 級</th><th>4 級</th><th>5 級</th><th>6 級</th></tr><tr><th>号級</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>261,300</td><td>287,300</td><td>309,800</td><td>335,000</td></tr><tr><td>2</td><td>262,300</td><td>288,900</td><td>311,500</td><td>336,900</td></tr><tr><td>3</td><td>263,300</td><td>290,400</td><td>313,200</td><td>338,700</td></tr><tr><td>4</td><td>264,300</td><td>291,900</td><td>314,700</td><td>340,500</td></tr><tr><td>5</td><td>265,300</td><td>293,400</td><td>316,100</td><td>342,200</td></tr><tr><td>6</td><td>266,300</td><td>294,900</td><td>317,400</td><td>343,900</td></tr><tr><td>7</td><td>267,300</td><td>296,300</td><td>318,700</td><td>345,500</td></tr><tr><td>8</td><td>268,300</td><td>297,600</td><td>320,000</td><td>347,200</td></tr><tr><td>9</td><td>269,300</td><td>298,800</td><td>321,300</td><td>348,800</td></tr><tr><td>10</td><td>270,300</td><td>300,300</td><td>323,100</td><td>350,500</td></tr></table>		職務の級	3 級	4 級	5 級	6 級	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		円	円	円	円	1	261,300	287,300	309,800	335,000	2	262,300	288,900	311,500	336,900	3	263,300	290,400	313,200	338,700	4	264,300	291,900	314,700	340,500	5	265,300	293,400	316,100	342,200	6	266,300	294,900	317,400	343,900	7	267,300	296,300	318,700	345,500	8	268,300	297,600	320,000	347,200	9	269,300	298,800	321,300	348,800	10	270,300	300,300	323,100	350,500		
職務の級	3 級	4 級	5 級	6 級																																																																																																																																			
号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																																			
	円	円	円	円																																																																																																																																			
1	265,300	298,800	321,300	355,200																																																																																																																																			
2	266,300	300,300	323,100	356,900																																																																																																																																			
3	267,300	301,800	324,900	358,500																																																																																																																																			
4	268,300	303,200	326,600	360,100																																																																																																																																			
5	269,300	304,600	328,300	361,700																																																																																																																																			
6	270,300	305,700	330,000	363,500																																																																																																																																			
7	271,300	306,700	331,700	365,000																																																																																																																																			
8	272,300	307,900	333,400	366,600																																																																																																																																			
9	273,300	309,100	335,000	368,000																																																																																																																																			
10	274,300	310,700	336,700	369,600																																																																																																																																			
職務の級	3 級	4 級	5 級	6 級																																																																																																																																			
号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																																			
	円	円	円	円																																																																																																																																			
1	261,300	287,300	309,800	335,000																																																																																																																																			
2	262,300	288,900	311,500	336,900																																																																																																																																			
3	263,300	290,400	313,200	338,700																																																																																																																																			
4	264,300	291,900	314,700	340,500																																																																																																																																			
5	265,300	293,400	316,100	342,200																																																																																																																																			
6	266,300	294,900	317,400	343,900																																																																																																																																			
7	267,300	296,300	318,700	345,500																																																																																																																																			
8	268,300	297,600	320,000	347,200																																																																																																																																			
9	269,300	298,800	321,300	348,800																																																																																																																																			
10	270,300	300,300	323,100	350,500																																																																																																																																			
	6級13号給 355,200																																																																																																																																						

○扶養手当:配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額(令和8年度までに段階的に実施。経過措置あり)

扶養手当

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500	3,000	支給しない
子	10,000	11,500	13,000
父母・弟妹等	6,500	6,500	6,500

○地域手当:級地区分の段階数、支給割合の見直し

○通勤手当:支給限度額を月額15万円まで拡充 等

○単身赴任手当

支給対象者を拡大(国家公務員等から引き続き採用された者→新たに採用された者)

○管理職特別勤務手当

平日深夜勤務に対する手当の対象勤務時間帯を拡大(午前0時から→午後10時から)

○期末勤勉手当:期別支給率の改定(年間支給率に変更なし)

○定年前再任用短時間勤務職員の手当拡大(適用除外規定から住居手当を除く改正)

○その他、所要の改正

期末・勤勉手当

	令和6年度		令和7年度	
	期末	勤勉	期末	勤勉
職員 6月期	1.225	1.025	1.25	1.05
12月期	1.275	1.075	1.25	1.05
年計	4.6		4.6	
再任用 6月期	0.6875	0.4875	0.7	0.5
12月期	0.7125	0.5125	0.7	0.5
年計	2.4		2.4	

3. 施行期日 令和7年4月1日

議案番号 16	伯耆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、所要の改正を行うもの。
2. 概要	○扶養手当:配偶者に係る手当の廃止について、令和8年度まで段階的に実施するため、支給対象となる扶養親族の範囲を改正する。 ・扶養親族の範囲 (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 ・経過措置 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、「(5) 重度心身障害者」については、 「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と読み替える。 ※支給額については、一般職の職員の給与条例に規定する額を基準とする
3. 施行期日	令和7年4月1日

提出課：総務課

議案番号 17	伯耆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について			
(提案理由及び概要)				
1. 理由	一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、所要の改正を行うもの。			
2. 概要	期末勤勉手当の期別支給率の改正			
	会計年度任用職員		(月)	
	現行		令和7年度	
	期末	勤勉	期末	勤勉
6月期	1.225	1.025	1.25	1.05
12月期	1.275	1.075	1.25	1.05
年計	4.6		4.6	
3. 施行期日	令和7年4月1日			

提出課：福祉課

議案番号 18	伯耆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	国の基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
2. 概要	栄養士免許を取得していなくても管理栄養士国家試験を受験することが可能になり、栄養士免許を有しない管理栄養士が配置されることも想定されるため、施設の運営等に関する基準において「栄養士」の配置等を求めている部分について「管理栄養士」を追加するもの。
3. 施行期日	令和7年4月1日

提出課：教育委員会

議案番号 19	伯耆町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止について		
(提案理由及び概要)			
1. 理由	伯耆町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務について、令和7年度から鳥取県町村総合事務組合による共同処理事務を行うこととなったため、条例を廃止するもの。		
2. 施行期日	令和7年4月1日		

提出課：総務課

議案番号 20	監査委員の選任について				
(提案理由及び概要)					
1. 理由	監査委員の選任について議会の同意を求めるもの。				
2. 概要	監査委員(再任:5期目)				
	氏 名	住 所	年 齢	生年月日	任 期
	井上 望				(4年) 令和7年4月1日から 令和11年3月31日まで
3. 根拠法令	地方自治法第196条				

議案番号 -	人権擁護委員候補者の推薦について			
(提案理由及び概要)				
1. 理由	法務大臣委嘱の人権擁護委員の野上和男氏が令和7年6月30日付で任期満了となることに伴い、人権擁護委員の候補者を推薦するもの。			
2. 概要	人権擁護委員(再任:2期目)			
	氏 名	住 所	年 齢	生年月日
	野上 和男			
				任 期
				(3年) 令和7年7月1日から 令和10年6月30日まで
3. 根拠法令	人権擁護委員法第6条第3項			